

# 空家を活用した子育て世代転入・定住促進事業

## 概要

市内の空家を購入して転居する子育て世代を対象に、空家の購入費用の一部を補助します。  
なお、受付は先着順で行い、当該年度予算額に達した時点で受付を終了します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyatennyuuteijyuu.html>

## 補助要件

### ● 対象者(全てを満たすもの)

- ア 空家及び当該空家の敷地となる土地を購入し、当該空家又は空家を除却し建て替えた住宅（兼用住宅を含む。）に、実績報告までに転居する子育て世代<sup>\*</sup>の構成員のうち当該空家の購入者であること
- イ 世帯の構成員が横浜市内にすでに一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）を所有していないこと
- ウ 補助金の交付決定を受けてから、10年間は継続して対象となる空家又は空家を除却し建て替えた住宅（兼用住宅を含む。）に居住する意思があること
- エ 市税及び横浜市に対する債務の支払について滞納していないこと
- オ 暴力団員でないこと
- カ 補助対象経費について、国、横浜市その他の公的機関から他の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと

※【子育て世代の定義】（いずれかを満たすもの）

- ① 申請年度の4月1日時点で18歳未満の子（出生予定の子を含む）を有する世帯
- ② 申請年度の4月1日時点で夫婦（事実婚等を含む。）のいずれかが49歳以下である世帯

### ● 対象空家(全てを満たすもの)

- ア 横浜市内に存する一戸建て住宅（兼用住宅を含む）
- イ 申請時点から遡って1年以上、居住その他の使用がなされていないもの
- エ 建築基準法に違反していないもの<sup>\*</sup>
- オ 申請者を含む世帯以外の居住又は使用に供されたことがあること
- カ 購入前の所有者が申請者の配偶者又は2親等内の親族ではないこと

※空家を除却し建て替える場合で、建替え後の建築物が建築基準法に適合しているときはこの限りでない

### ● 事業要件(いずれかを満たすもの)

- ア 耐震性を満たす空家を購入し、転居するもの
- イ 耐震性を満たさない空家を購入した場合、耐震補強により耐震性を確保するもの、もしくは当該空家を除却して<sup>\*</sup>一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）に建替えを行い転居するもの

※売買契約締結時点で当該空家が存在すること

### ● 補助対象経費

空家及び当該空家の敷地となる土地の購入に係る経費

（消費税（地方消費税を含む）、固定資産税及び都市計画税清算金、売買契約に関する費用、登記に要する費用及び仲介手数料を除く）

## ● 補助額

次のいずれか小さい方の額

ア 補助対象経費の1/2

イ 基礎額 100 万円に、下記に定める額を加算した額

該当要件	金額
3 年以上空家の購入	30 万円
扶養する子供の数が 2 人以上	40 万円
市外からの転入	30 万円

## 手続の流れ

提出期限は目安となりますが、申請から補助金の請求まで、年度中に行う必要があります。スケジュールに余裕を持って、事前にご相談ください。

手続	説明
申請 (第 1 号様式)	申請先着順で、今年度予算額に達した時点で受付を終了します。 交付決定前に売買契約を行った場合は、本補助が受けられなくなります。 <b>提出期限：11 月末日</b>
↓	<約 1 ヶ月> ※事務処理期間の目安ですので、余裕をもってご申請ください。
交付決定	交付が決定した場合・・・交付決定通知書（第 2 号様式） 要件を満たさない場合は・・・不交付決定通知書（第 3 号様式） を申請者宛に郵送します。 交付決定後、速やかに契約してください。
↓	
変更・取下 (第 4 号様式) (第 8 号様式)	補助金の予定額の増額又は減額を伴う変更や、申請者の変更、申請者の世帯の構成員の変更がある場合は、変更の申請を行ってください。 変更の申請なく契約した場合は、本補助が受けられない可能性があります。
↓	<約 1 ヶ月>
変更決定	変更決定通知書（第 5 号様式）を、申請者宛に郵送します。
↓	
売買契約 (建て替え) ・転居	売買契約書について、契約者と申請者は同一としてください。 除却して建て替えを行う場合は、除却後の土地の全景写真と建替え後の建物の全景写真を撮影してください。(実績報告で必要となります。)
↓	
実績報告 (第 7 号様式)	転居が完了したら、速やかに実績報告を提出してください。 <b>提出期限：転居した日から 90 日を経過する日かつ 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 1 月末日</b>
↓	<約 1 ヶ月>
補助金額の確定	確定通知書（第 8 号様式）を申請者宛に郵送します。
↓	

補助金の請求 (第9号様式)	申請者名義の口座情報を記入し、提出してください。 <b>提出期限：3月上旬</b>
-------------------	--

↓

<約1ヶ月>

補助金の交付	請求書に記載された口座へ振り込まれます。日付の指定はできません。
--------	----------------------------------

※ 申請書類について、詳しくは次ページと、「4 よくある質問と答え」を参照してください。  
なお、これら以外に追加で書類が必要になる場合があります。

<申請時に必要な書類>

書類名 (全てコピー可)		備考	様式
1	交付申請書		第1号
2	申請者の戸籍の附票の写し		
3	申請者を含む世帯全員分の住民票の写し		
4	出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し	母の氏名と出産予定日がわかる部分	
5	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し		
6	購入を予定している空家の広告等	購入予定金額がわかる書類	
7	当該空家（建物）の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報	申請日前3か月以内に発行されたものに限る	
8	当該空家の敷地となる土地の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報	申請日前3か月以内に発行されたものに限る	
9	空家であった期間を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上（3年以上）前の電気、ガス等の閉栓記録</li> <li>・直近1年（3年）の電気、ガス等を使用していないことの履歴</li> <li>・宅建業者による1年以上（3年以上）前の購入者募集の広告チラシ等</li> </ul>	
10	当該空家の全景写真	申請時点の状況が確認できるものに限る	
11	当該空家の建築確認済証又は建築確認台帳記載証明書		
12	旧耐震基準で耐震改修済みの場合は、耐震性能等の条件を満たしていることを証するもの	耐震基準適合証明書、耐震診断の診断書、その他これらに類するもの	

<変更・取下げを行う場合に必要な書類>

書類名 (全てコピー可)		様式
1	変更申請書 ※内容を変更する場合のみ	第4号
2	取下届 ※申請を取下げの場合のみ	第6号

<実績報告時に必要な書類>

書類名（全てコピー可）		備考	様式
1	実績報告書		第7号
2	申請者を含む世帯全員分の住民票の写し		
3	居住する建物の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報	購入後に所有権移転登記をしたもの、又は所有権保存登記をしたもの	
4	居住する建物の敷地となっている土地の登記事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報	購入後に所有権移転登記をしたもの	
5	当該空家及び空家の敷地となる土地の購入に係る売買契約書の写し		
6	当該空家及び空家の敷地となる土地の購入に要した費用の支払いが確認できる書類	領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの	
7	耐震補強により耐震性を確保する場合は、耐震性能等の条件を満たしていることを証するもの	耐震基準適合証明書、耐震診断の診断書、その他これらに類するもの	
8	除却して建て替えを行う場合は、除却後の土地の全景写真と建替え後の建物の全景写真		

<補助金の請求時に必要な書類>

書類名（押印有、認印可、コピー不可）		様式
1	交付請求書	第9号

## よくある質問と答え

質問	答え
<p>交付決定前に売買契約を締結してよいか。</p>	<p>交付決定前に契約した場合は、補助が受けられなくなります。</p>
<p>空家を夫婦の共有名義で購入し、住む予定。夫婦が別々に申請してよいか。また連名で申請してよいか。</p>	<p>夫婦連名での申請をお願いします。 なお、補助金の支払い先については一つの口座となります。</p>
<p>空家の購入費用を自分と親で折半して支払う。この場合の申請者は自分と親になるのか。</p>	<p>世帯が同一の場合は連名での申請となります。ただし、世帯が別の場合、購入された空家へ親御さんが転居しない場合は、実際に空家へ転居する購入者のみが申請可能となります。 また、補助対象経費は申請者の土地と空家の持分を乗じた金額となります。</p>
<p>売買契約や解体工事の請負契約はいつから契約できるか。 また、工事はいつから着工できるか。</p>	<p>売買契約や解体工事の請負契約については、交付決定通知を市が発行した日付以降に契約できます。 売買契約時において空家が建っている必要があるため、解体工事の着工は、売買契約日の翌日以降からとなります。</p>
<p>「空家付き土地」を購入するが、売主が解体する更地渡しの予定。対象となるか。</p>	<p>解体工事については、売主が行う場合でも対象となります。ただし、売買契約時点で空家が建っている必要があります。</p>
<p>「耐震性能等の条件を満たしていることを証する書類」とは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準適合証明書</li> <li>・検査済証、建築確認申請台帳記載証明書などを提出してください。</li> </ul>